

犯罪被害に遭われた従業員の方への 理解と支援について

福島県では、犯罪等により被害に遭われた方やその御家族、御遺族が早期に被害から回復し、再び日常生活を営むことができるよう、県や県民、事業者、市町村、民間支援団体などの様々な主体が連携・協力し、県全体で犯罪被害者等を支え合う安全で安心な社会の実現を目指して、「福島県犯罪被害者等支援条例」を制定しています。



福島県犯罪被害者等支援条例（令和4年4月1日施行）

条例の基本理念

- 個人の尊厳を保障
- 個々の事情に応じた適切な支援を実施し、再被害及び二次被害が生じることのないよう配慮
- 必要な支援を途切れなく提供
- 国、県、市町村、民間支援団体等による相互の連携協力の下に支援を推進

【事業者の責務】

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性についての理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害を生じさせることがないように十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等がその被害に係る民事、刑事等に関する手続に適切に関与することができるよう、その就労、勤務、休暇等について十分配慮するよう努めるものとする。

福島県生活環境部共生社会・女性活躍推進課

TEL:024-521-7188

E-mail:dei@pref.fukushima.lg.jp

犯罪被害に遭うとどのような状況になるのでしょうか？

犯罪被害者等は、直接的な被害に加えて、その後の心身の不調や経済的な問題、周囲の偏見や無理解による心ない言動、インターネットを通じて行われる誹謗中傷などによる二次被害に苦しめられることも少なくありません。

身体的苦痛

身体に大きなダメージを受け、その後も長い間、後遺症に苦しみ、生命を失ってしまう場合もあります。

心理的苦痛

事件の記憶がよみがえってしまい、家事や育児などの日常生活に支障をきたします。

経済的苦痛

医療費の負担や、失職・休職などにより、経済的に困窮してしまいます。

社会的苦痛

無責任なうわさ話や過剰な取材・報道により、精神的な被害も受けてしまいます。

事業者の皆さまに御協力をお願いしたいこと

このような犯罪被害者等の苦しみを理解し、被害を軽減するために、職場ではどのようなことができるでしょうか。犯罪被害者等が仕事を続けることができるよう、次のような取組に御協力をお願いいたします。

犯罪被害者等に対する理解の促進

犯罪被害者等は、上記のように、命を奪われる・家族を失う、けがをするなどの直接的な被害だけでなく、被害後には、二次被害に苦しめられることもあります。

まずは、犯罪被害者等がこのような状況に置かれているということを従業員に周知し、犯罪被害者等に対する理解が進むよう、御協力をお願いいたします。



被害の回復や軽減に向けた手助け

周囲の人の配慮に欠ける言動や誹謗中傷などによる二次被害を防ぐため、上司や同僚の皆さんは、犯罪被害者等に寄り添った行動や言動を心がけていただくようお願いいたします。

例えば…

- 普段どおりにあいさつや声をかけるなど、今までと同じ態度で接する
- 希望されたときにゆっくりと話を聴き、怒りや悲しみを理解し、支えになる



励ますつもりが、傷つけてしまうことも…

- × 気を強く持って、前向きに生きましょう
- × 辛いことは、早く忘れましょう
- × 起きてしまったことを後悔しても仕方ありません

など

労働環境の整備

犯罪被害者等は、警察、病院、裁判所等へ何度も赴く必要があり、年次有給休暇だけでは対応しきれない場合があります。労働環境の整備は、犯罪被害者等を支えるために重要なもので、事業者にはできないことです。

例えば…

- 病気休暇など特別な休暇制度を犯罪被害者等も含めて活用できるようにする
- 被害状況に応じて、配置転換や仕事内容の変更、時短勤務の活用等について検討・調整する

など

